
東京証券取引所 CLUB CABU News (No. 3207) 2013/4/17

http://www.tse.or.jp/

【本日の目次】

- 1. 市場トピックス
 - ◆新規上場のお知らせ
- 2. 市況情報
 - ◆本日の株価指標等
 - ◆ランキング情報
 - ◆前·後場概況

3. 証券取引等監視委員会からの寄稿

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次3.を抜粋しております。

3. 証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No84

証券検査について(1)

証券取引等監視委員会事務局 総務課長 河野 一郎

今回から数回にわたり、証券検査について説明したいと思います。今回は「証券検査の枠組み」について説明します。

- 1. 証券検査の権限
- (1) 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品取引業者等に対し、その業務・財産に関し参考となるべき報告・資料の提出を命じ、又は、当該職員に当該金商業者等の業務・財産の状況もしくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができます(金融商品取引法第56条の2第1項)。そして、この金商業者等に対する検査権限は、内閣総理大臣から金融庁長官に委任され、金融庁長官から証券監視委に委任されています(金商法第194条の7)。同様に、証券監視委は、適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査権限(金商法第66条の22)など

を委任されています。

(2) 証券検査の検査対象先数(平成24年3月末現在)をみますと、第一種金融商品取引業者(証券会社等)315社のほか、第二種金融商品取引業者(ファンド販売業者等)1,294社、適格機関投資家等特例業務届出者3,218社、投資助言・代理業者1,108社、投資運用業者(投資一任業者等)321社、金融商品仲介業者705社などとなっており、その総数は延べ約8千社にのぼります。

2. 証券検査に関する基本指針

- (1)「証券検査に関する基本指針」には、「検査の基本事項」と「検査実施 の手続等」が記載されています。
- (2)「検査の基本事項」には、「検査の使命と基本原則」、「検査官の心構 え」、「関係部局との連携等」及び「自主規制機関との連携等」について 記載されています。

この中で、証券監視委の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先の業務・財産の状況等を検証することにより、経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて、内閣総理大臣(金融庁長官)に対して、適切な措置・施策を求める等の措置を講ずることとされています。そして、効率的・効果的で実効性ある検査を実施する必要があることから、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、リスク・ベースで検査対象先を選定することとしています。

また、検査においては、法令等違反行為のみならず、内部管理態勢等の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努めるほか、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める必要があるとされています。検査の目的は、問題点等を指摘することにとどまらず、金商業者等にその問題点等を認識してもらい、自主的に改善してもらうことです。したがって、検査で「重箱の隅をつつくような指摘」をするのではなく、検査対象先との双方向の対話を通じて、その業務運営上の問題点等について認識を共有することが重要と考えています。

(3)「検査実施の手続等」には、「検査の種類」、「検査実施の留意事項」、 「検査モニター」、「意見申出制度」、「検査結果の通知」、「勧告」な どについて記載されています。

なお、検査モニターは、適切な臨店検査の実施を確保するため、アンケート方式により、又は証券監視委の事務局幹部が自ら検査対象先から意見を聴取して臨店検査の実態を把握するものです。また、意見申出制度は、 検査対象先が検査官と認識の相違に至ったときに、意見申出書を提出し、 証券監視委事務局(証券検査課以外の課)において意見相違事項について 審理するよう求めるものです。

3. 金融商品取引業者等検査マニュアル

「金融商品取引業者等検査マニュアル」は、「検査の手引書」として、検 査官が検証するためのツールとして活用することを目的として策定されたも のです。

同検査マニュアルは、第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、 投資助言・代理業者及び投資運用業者等を検査対象先とし、「態勢編」と「業 務編」の2部で構成されています。

「態勢編」は、経営管理態勢、法令等遵守態勢、内部管理態勢、監査態勢、 危機管理態勢等に区分し、それぞれ検査対象先における態勢整備の状況やリ スクの所在を把握する上で有効と思われる確認項目を記載しています。

また、態勢が整備されていれば問題ないとするものではなく、これによるチェック機能が働くことで日常業務の適切性を堅持することが重要であることから、「業務編」では、内部管理、顧客情報の管理、分別管理業務、財産・経理、営業姿勢等、反社会的勢力への対応等の事項について、それぞれ検査対象先の法令等の遵守状況等を確認するための項目が記載されています。

さらに、検査を実施するに当たっては、検査対象先の業務内容等を正確に 把握した上で、これに適合した効率的・効果的な検証を行うための工夫を行 うことが必要であり、検査マニュアルどおりの機械的、画一的な検証に陥ら ないように留意する必要があるとされています。

4. 証券検査基本方針・基本計画

(1) 証券監視委及び財務局長等は、証券検査を計画的に管理・実施するため、 証券検査年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定して います。

証券検査基本方針においては、その年度の証券検査の重点事項その他の証券検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、検査対象先のうちその年度の証券検査の対象とするものの種類、数その他のその年度の証券検査の範囲等を定めています。

(2) 平成 24 年度証券検査基本方針では、検査実施方針として、「検査対象先の特性に応じた重点検証事項」と「効率的・効果的で実効性のある検査に向けた取組み」を掲げています。

具体的には、「検査対象先の特性に応じた重点検証事項」として、

- i) 金融商品取引業者等が、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止 するゲートキーパーとしての役割を果たしているか、
- ii) 不公正な内部者取引を未然に防止する等の観点から、金融商品取引業 者等において法人関係情報が厳格に管理されているか、
- iii)投資者保護及び誠実・公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているか

について重点的に検証することとしています。また、投資一任業者につい

て、金融庁における一斉調査の結果等を踏まえ、監督部局と連携し、集中 的な検査を行うこととしています。

「効率的・効果的で実効性のある検査に向けた取組み」としては、

- i) 検査対象先の選定に当たっては、検査対象先の業態、規模、その他の 特性を勘案し、その時々の市場環境等に応じて、検査実施の優先度を判 断する、
- ii)検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める、
- iii)検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為に対しては、厳正に対処していく

などとしています。

5. 証券検査の実施状況

証券監視委及び財務局は、平成 24 年度に 214 件の証券検査を実施しました。 その検査対象先別内訳は、第一種金融商品取引業者(証券会社等)が 57 件、投資助言・代理業者が 41 件、登録金融機関(銀行等)が 28 件、第二種 金融商品取引業者(ファンド販売業者等)が 19 件などとなっています。

このうち、問題点が認められた業者等は 102 件、証券検査の結果等に基づき行政処分を行うよう内閣総理大臣・金融庁長官に勧告したものが 20 件となっています。

証券検査における指摘事項は、証券監視委のホームページに「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」、「最近の証券検査における 指摘事項に係る留意点」として掲載し、四半期ごとに内容を更新しています ので、参考にしてください。

- * 文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。
- 筆者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985年京都大学経済学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁 総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011年検査局 総務課長、2012年8月より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)。

■証券取引等監視委員会ホームページ

http://www.fsa.go.jp/sesc/

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm